

7 土第424号
令和8年1月7日

各建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

建設業法における「駆け込みホットライン」のWEBフォームの開設等について

標記のことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

(参考)

「駆け込みホットライン」とは、建設業法に違反する行為の通報を受け付けるため、国土交通省に設置された通報窓口であり、電話・メールにて受け付けた建設業法違反に関する情報について匿名性に留意した上で、調査等の端緒情報、許可行政庁への情報提供として利用している。

このたび、建設業法違反の可能性がある取引の情報を広く受け付けることができるよう、情報収集フォームの開設をはじめ、これまで以上に「情報提供（通報）」や「通報・相談先の確認」が簡単にできる環境を整備した。

愛媛県土木部土木管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643（グループ直通）
E-mail：dobokukanri@pref.ehime.lg.jp